

焼津市子ども読書活動推進計画 (第二次)

～いつでも 本となかよし やいづの子～



平成26年3月

焼津市教育委員会

はじめに

子どもが健やかに成長していくためには、身体とともに心にも栄養が必要です。読書活動は、豊かな心をはぐくみ、コミュニケーション能力を高め、新たな知識を得るなど、子どもの成長に欠くことのできない重要な働きをします。

しかし、近年、電子ゲームやインターネット、携帯電話などが急速に普及したことにより、大量の情報が簡単かつ瞬時に入手できるようになったことや、子どもの生活環境の変化等により、子どもの読書離れが指摘されています。このような情報化社会の中で、自らの意志と判断で人生をより豊かに生きていくためには、本を通じて自分と向き合う読書体験が大変重要であると考えられます。

当市では、平成 19 年 7 月に「焼津市子ども読書活動推進計画」(第一次)を策定し、読書活動を推進してまいりました。また、平成 20 年 11 月 1 日に大井川町との合併により、市立図書館は焼津図書館と大井川図書館の 2 館となりました。

今回、第一次計画での成果と課題、アンケート調査の結果を踏まえ、計画の見直しを図り、子どもたちがよりよい環境で読書活動に親しむことができるよう、「焼津市子ども読書活動推進計画(第二次)」を策定し、より一層の施策の充実を目指します。

子どもたちが夢のある本と 1 冊でも多く出会えるよう、家庭や地域、学校、図書館の連携を更に充実させ、読書活動推進に努めてまいりますので、今後も、市民の皆様をはじめ各関係機関皆様のご理解とご協力お願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、大変ご尽力をいただきました関係各位に心よりお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

焼津市教育長 山梨 隆夫

目 次

計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 子どもの読書活動を取り巻く状況	・ ・ ・ ・ ・ 1
3 子どもの読書活動推進計画の目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
4 計画の背景と位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 2
5 第一次計画の取組の成果と課題	・ ・ ・ ・ ・ 3
6 計画の対象者	・ ・ ・ ・ ・ 3
7 計画期間と進行管理	・ ・ ・ ・ ・ 3

第1章 基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 4
----------	-------------

第2章 子どもの読書活動推進計画のための施策	・ ・ ・ ・ ・ 4
------------------------	-------------

1 家庭における読書活動の推進	・ ・ ・ ・ ・ 4
-----------------	-------------

2 地域における読書活動の推進	
（1）市立図書館の整備・充実	・ ・ ・ ・ ・ 6
（2）地域施設の充実	・ ・ ・ ・ ・ 9

3 保育園・幼稚園・通園施設における読書活動の推進	・ ・ ・ ・ 10
---------------------------	------------

4 小・中学校における読書活動の推進	
（1）学校の人的体制づくり	・ ・ ・ ・ 12
（2）学校図書館の整備・資料の充実	・ ・ ・ ・ 14
（3）読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実	・ ・ ・ ・ 15
（4）家庭・地域との連携	・ ・ ・ ・ 17

5 高等学校における読書活動の推進	
（1）読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実	・ ・ ・ ・ 18
（2）地域との連携	・ ・ ・ ・ 19

6 連携による読書活動の推進	
(1) 公立図書館間の連携	・・・ 20
(2) 小・中・高等学校の学校図書館間の連携	・・・ 20
(3) 学校図書館と市立図書館の連携	・・・ 21
(4) その他関係図書館等との連携	・・・ 22
7 読書活動の啓発と広報等の推進	
(1) 情報の収集・提供の充実	・・・ 23
(2) 「子ども読書の日」及び「読書週間」等における啓発・広報の推進	・・・ 23

第3章 推進・支援体制の整備等

1 市における推進・支援体制の整備	・・・ 24
2 書店との連携	・・・ 24
3 報道機関との連携	・・・ 25
4 施策の実施に向けて	・・・ 25
・ 焼津市子ども読書活動推進計画（第二次）努力目標一覧	・・・ 26
・ 実施事業の一覧	・・・ 28

参考資料

1 「焼津市子ども読書活動推進計画」（第二次）の体系と取り組み	・・・ 32
2 「焼津市子ども読書活動推進計画」（第二次）体系図	・・・ 33
3 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）	・・・ 34
4 焼津市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領	・・・ 37
5 「焼津市子ども読書活動推進計画」（第二次）策定委員会委員名簿 ・ 作業部会部員名簿	・・・ 39
6 「焼津市子ども読書活動推進計画」（第二次） 策定委員会・作業部会の経過状況	・・・ 40

計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

子どもにとって読書は、豊かな言葉を学び、想像力を高め、感性を磨き、表現力、考える力を育てていきます。また、様々な本を読むことで、将来の夢や希望をふくらませ、人生をより深く生きる力を身に付け、子ども自身の世界を広げます。

読書の楽しさを知り、身に付けた読書の習慣は、生涯に渡る大きな財産の一つと言えるでしょう。

このような読書の習慣を身に付けるには、幼い頃から様々な本に触れる機会を増やすことが大切であり、子どもの読書活動を支え、充実させていくため、家庭や地域・学校・図書館が連携協力し、子どもの読書活動を推進していく必要があります。

2 子どもの読書活動を取り巻く状況

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。なかでも、テレビやゲーム・インターネット・携帯情報機器の急速な普及により、多様で膨大な情報が簡単に入手できるようになりました。こうした情報化の進展により、子どもの文字・活字離れや読書離れが小・中・高等学校と学年が進むにつれ進行しています。

このような状況の中で、子どもたちが読書の楽しさや素晴らしさを知り、一人ひとりの子どもがたくさんの本と出会えるように、子どもの発達段階に応じた読書活動推進の取組を一層強化する必要があります。また、保護者や教師などの大人が協力し、子どもが読書に親しむための環境づくりやきっかけづくりのために計画的、継続的な取組が必要です。

3 子どもの読書活動推進計画の目的

焼津市子ども読書活動推進計画は、子ども（概ね18歳以下の者をいう。以下同じ）が自主的に読書活動をすることができる読書環境の整備・充実を図るために策定するものです。この推進計画は、子どもの読書活動の推進に取り組むことができるよう市民一人ひとりのもとより、家庭、地域、学校等のそれぞれが果たす役割を示すとともに、焼津市が実践していくべき施策の方向性を明らかにしています。

4 計画の背景と位置づけ

この推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律*1第154号。）（以下「法」という。）第9条の規定に基づき策定するものです。

また、法第8条により国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「国の基本計画」という。）及び静岡県の「第二次静岡県子ども読書活動推進計画」を基本に策定するものです。

また、この計画は、「第五次焼津市総合計画」後期基本計画の施策である「生きる力を伸ばす社会教育の充実」に位置付けられています。

【国の動き】

平成11年 8月：平成12年を「子ども読書年」とすることを衆参両院で決議

平成13年12月：「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行

平成14年 8月：「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」*2を策定

平成20年 3月：「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）*3」を策定

【静岡県の動き】

平成16年 1月：「静岡県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）*4を策定

平成20年 2月：「静岡県子ども読書活動推進計画」（後期計画）を策定

平成23年 3月：「静岡県子ども読書活動推進計画」（第二次計画）を策定

【焼津市の動き】

平成19年 7月：「焼津市子ども読書活動推進計画」（第一次）*5を策定



*1 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日に公布され、子ども読書活動推進に関する基本理念・国及び地方公共団体の責務・必要事項等を定めた法律。

*2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定され、国の読書推進施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたもの。

*3 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定から5年経過したことを機に改訂され、第二次基本計画として平成20年3月11日に閣議決定されたもの。

*4 静岡県子ども読書活動推進計画

平成16年1月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき策定。平成20年2月に（後期計画）、平成23年3月に（第二次計画）が策定された。

*5 焼津市子ども読書活動推進計画（第一次）

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月に国が、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、平成16年1月に県が「静岡県子ども読書活動推進計画」を策定した。これを受け、焼津市の子ども読書活動を推進するため、平成19年7月に策定された。

5 第一次計画の取組の成果と課題

第一次計画は、子どもの読書活動推進のための施策として4項目、推進・支援体制の整備として3項目の重点施策を掲げ、様々な施策に取り組んできました。

また、それぞれの数値目標については、完全とは言えないものの、概ね目標に近づくことができたと考えます。

一方、第一次計画では、地域・家庭における子ども読書活動を推進する取組が必ずしも十分であったとは言えないことから、地域での「読み聞かせ会」や家庭における「親子読書」*6などの取組を、より一層充実させることが必要です。

また、子どもたちの読書の取組状況については、国は第一次基本計画の課題として「小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあり、今後は、中学生・高校生といった世代の読書活動の推進が課題である。」としています。焼津市においても同様な傾向が見られ、子どもの自主的な読書活動が完全に定着しているとは言えないことから、今後も各学校段階における読書習慣を身に付けさせる取組を推進するとともに、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境の整備等に積極的に取り組んでいきます。

6 計画の対象者

対象者は、主に0歳から概ね18歳までの子どもとします。

なお、子どもの読書活動の推進にかかわる保護者をはじめ、教職員、市民ボランティア、行政関係者等も対象としています。

7 計画期間と進行管理

この推進計画は、第一次計画の成果と課題を踏まえ、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

また、平成30年度末を目途に、計画の進行状況を踏まえて見直しを図ります。



*6 親子読書

親と子が家庭で楽しみながら一緒に本を読み、それについて話し合うことにより、親子の絆づくりをすることです。親に限らず、祖父母や兄弟などと一緒に本を読み、家族に会話が生まれ絆が深まります。また、子どもに読書習慣を身に付けさせることも目的のひとつです。①同じ本を読む ②同じ時間に別の本を読む ③それぞれが本を読んで聞かせる ④それぞれ読んだ本の感想を話したり、薦めあったりする

第1章 基本方針

◇ 読書環境の整備・充実

子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本に親しみ、読書を楽しむことができるように、施設・設備など読書環境の整備・充実に努めます。

◇ 読書機会の提供

家庭・地域・学校が相互に連携・協力し、子どもがいつでも本と出会えるように、様々な読書機会を提供していくことに努めます。

◇ 読書活動の啓発と普及

子どもの自主的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性を広く啓発・普及するよう努めます。

第2章 子どもの読書活動推進計画のための施策

1 家庭における読書活動の推進

【役割】

- ・身近に本のある家庭環境をつくること。
- ・読み聞かせや朗読を習慣化すること。
- ・家庭の中で大人が本を大切にし、読書すること。
- ・よい絵本や児童書と結び付ける働きかけをすること。

<現状・課題>

ア 様々な機会によって、乳幼児を持つ保護者を中心に絵本への関心が高まっていますが、子どもの年齢に応じたよい絵本とは何かなど、適切な情報をタイミングよく提供する必要があります。

イ 身近なところで「読み聞かせ会」が行われているのに、その情報が届いていなかったり、関心を示さない保護者がいたりします。

ウ 家庭で子どもがよい絵本や児童書と出会う機会を増やすためには、身近にそれを支援する施設が必要です。しかし、「本」と家庭をつなぐ「人」のいる施設が十分ではありません。

エ 家庭の中で親子読書や読み聞かせを続けることは、子どもの読書習慣の形成等に有益です。しかし、保護者の就業形態の多様化、塾や習い事にかかわる時間の増加等、子どもの生活環境の変化によって、親子で読書を楽しむ時間の確保が難しくなっています。また、子ども以上に大人の読書離れが指摘されています。

<施策の方向>

ア 保護者への啓発

保護者の温かな語りかけや読み聞かせなどが子どもの心を育み、読書習慣の形成につながります。子どもの人生を豊かにするため、家庭における読み聞かせなどの大切さを様々な機会を捉えて啓発していきます。

主なものに、6～7か月児対象の「ブックスタート事業」*7、保育園での保護者会、幼稚園・小学校の保護者対象の家庭教育学級*8、各公民館の焼津市子育てグループ*9があります。これらの機会を捉え一層の啓発に努めます。

イ 子どもと本を結び付ける働きかけ

家庭でのよい本との出会いを支援するために、図書館・公民館図書室の児童書をより充実させ、様々な広報手段（「図書館だより」、「広報やいづ」、「市ホームページ」等）を通じて、「読み聞かせ会」等の情報提供に努めます。



*7 ブックスタート

すべての乳幼児と保護者を対象に、健康増進課の6～7か月児相談の際、乳児・保護者に絵本を手渡し、絵本の必要性や読み聞かせの大切さを説明するとともに、絵本を開く楽しい体験を通じて、親子の心触れ合うひと時を持つきっかけづくりを目指した事業。

*8 家庭教育学級

家庭教育に対しての迷いや悩み、不安などの解決や解消、保護者同士のネットワークづくりなどを目的とした学習会。焼津市では、市内の幼稚園、小学校に通う子どもを持つ保護者、また子育てに関わっている人を対象に、家庭教育に関する学習の場として開設しています。

*9 焼津市子育てグループ

学習活動を通じた保護者のネットワークの形成を図る広場を、市内の公民館を中心に開設しています。0歳児から未就園児を持つ保護者を対象に、保護者と子が自由に遊び地域の保護者同士・子ども同士が自由に交流しながら、子育てに関する情報交換や仲間づくりなどを行なっています。

2 地域における読書活動の推進

(1) 市立図書館の整備・充実

【役割】

- ・児童書並びにヤングアダルト*10向けの図書館資料を充実し、市内の子どもに等しく提供すること。
- ・図書館を子どもが一層利用・活用できるようにすること。
- ・子どものいる家庭や地域に読書の大切さを啓発すること。
- ・読書活動にかかわる人への読書活動推進のための支援を行うこと。
- ・子どもが身近なところで読書のできる環境を整備すること。
- ・地域の読書活動推進団体や図書館活動グループ*11等との一層の連携を図ること。

<現状・課題>

ア 平成25年3月末現在、市内の0歳から12歳までの子どもの人口は16,926人。この年齢向けの図書資料は、焼津図書館・大井川図書館合わせて約11万冊（1人当たり6.6冊）です。今後、学校への団体貸出を充実していくうえで、児童書の蔵書数を増やしていく必要があります。

イ 小学生に比べ、中学・高校生の図書館貸出利用率が急激に低下しています。その理由として「勉強や部活に忙しく本を読む時間がない」「読みたい本がない、何を読んでいいのかわからない」などが考えられます。これは、「読みたい本に出会っていない」とも言えます。感性の豊かなこの時期にこそ、意図的に「出会いの場」をつくる必要があります、そのためには蔵書の充実や選書、ニーズの把握、PRなどの工夫が一層求められます。

ウ 障害のある子どもの読書活動を支援する図書資料の整備充実が課題ですが、出版されている図書資料は少なく、少しずつ整備しているのが現状です。



*10 ヤングアダルト

13歳～19歳の“若い大人”という意味で使われている言葉です。子どもから大人に成長する時期は、体だけではなく心も大きく育ちます。その“柔らかい”心を育てるために、読書が一番必要なときです。児童書から一般書への橋渡しの意味合いで、中学・高校生世代へ提供する本を「ヤングアダルト図書」と呼んでいます。

*11 図書館活動グループ

図書館と関わりを持ち、自主的な活動をするなかで、図書館と市民のみなさんとの橋渡し役となっているグループ。平成25年度現在、市立図書館に登録されているボランティアグループは12団体です。

エ 小・中学校での調べ学習では図書館の利用が不可欠ですが、テーマに即した図書資料が不足し、児童生徒の利用の仕方も十分とは言えません。

オ 健康増進課が実施している6～7か月児相談時に、絵本の読み聞かせの講話により、絵本の楽しさ、素晴らしさ、読み聞かせのポイント、図書館のあかちゃん絵本コーナーについて説明し、絵本を手渡す「ブックスタート事業」を行っています。

カ 保護者や教職員等、子どもの読書活動に大きな影響を持つ人が参加できる講座等の内容充実が求められています。

キ 子ども向け行事については、読み聞かせ会や図書館講座など、年齢に応じた行事を開催していますが、参加人数に偏りがあり、内容の充実が求められています。

<施策の方向>

ア 専門職員の増員と資質の向上

子どもの読書活動を推進するための専門職員として、図書館司書*12と児童サービス担当者の資質の向上に努めます。

イ 図書資料等の整備・充実

児童書、中学・高校生向け図書資料、日本語を母国語としない子どものための図書資料や調べ学習の図書資料の充実に努めます。

ウ ヤングアダルトサービスの充実

学校等と連携し、ヤングアダルト向けに読ませたい本や、ヤングアダルトが求めている本などを把握し、ヤングアダルト向けの図書資料の充実に図ります。また、ヤングアダルトを図書館へ向かわせる工夫や啓発の仕方などについて研究します。

エ 障害のある子どもの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、施設面での配慮、さわる絵本や点字絵本など障害の状況に応じた図書資料の充実に努めます。



*12 図書館司書

図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員。

オ 日本語を母国語としない子どもの読書活動の支援

日本語を母国語としない子どもの読書活動を支援するため、外国語資料の収集・提供、利用案内等のサービスの充実を図ります。また、翻訳絵本や外国に関する図書資料の充実に努めます。

カ 調べ学習の支援

子どもが自ら本を選んだり、学習に必要な資料を探することができるよう、図書館の仕組み、本の探し方、活用の仕方を学ぶ機会を増やします。

キ 乳幼児サービスの充実

ブックスタート後の年齢段階に応じた赤ちゃん絵本の充実に努めます。

ク 子ども読書活動にかかわる大人のための講座の充実

読書の楽しさ、素晴らしさを体験する講座の充実に努めます。

ケ 子ども向け行事の充実・推進

読書への関心が更に高まるように、読み聞かせ会や図書館講座などの行事や本の特集展示を工夫していきます。また、「子ども読書の日」*13や「読書週間」*14に合わせた行事を開催します。

コ 関係機関等との連携

県立中央図書館・県内市町立図書館、市内大学図書館、更に全国的なネットワークを利用して、情報収集や情報交換・相互貸借*15などを行い、読書活動の推進に努めます。



*13 子ども読書の日

平成13年12月12日に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、4月23日が「子ども読書の日」と制定された。

*14 読書週間

昭和22年、まだ戦火の傷痕が至るところに残っているなかで「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意のもと、出版社・取次会社・書店と公共図書館、そして新聞・放送のマスコミ機関も加わり、11月17日から、第1回『読書週間』が開催されました。翌年の第2回からは、文化の日を中心にした10月27日～11月9日の2週間と定められた。

*15 相互貸借

図書館サービスの一つとして、自館に所蔵していない資料を、他の市町や県外の図書館から借り受けて、利用者に自館の所蔵資料と同様に貸出しを行う。

(2) 地域施設の充実

【役割】

- ・身近に読書活動の場を整備し、地域の子どもと本を結び付ける働きかけをすること。

<現状・課題>

- ア 焼津市には、地域ごとに9つの公民館が設置されています。その内8つの公民館に図書室があり、それぞれの公民館図書室へは図書館より新刊本が配本され、また古くなった本を回収しています。小中学校の比較的近くに位置している立地条件にもかかわらず、その貸出冊数には大きな開きがあります。
- また、図書館と公民館がオンラインでつながっている館とそうでない館があるなど図書館サービスに地域格差があるため、市内全域に対し平等なサービスを行う必要があります。

- イ 放課後児童クラブ*16 や心身障害者放課後児童クラブ*17 が整備されていますが、そこでも子どもたちの身近に本が常備されている読書環境をつくる必要があります。

- ウ 悩みを持った子どもやその保護者のための相談室や教室、地域で子どもたちが活動する場に、読書活動を組み込んでいく工夫が必要です。

<施策の方向>

ア 地域施設の整備

今後も各公民館と連携を取り合い、各館のニーズに合った資料を配本・整理していくとともに、引き続き市立図書館と公民館図書室のネットワーク化を推進します。

また、地域の中で本と子どもを結び付けるため、人的配置も含めた体制づくりに努めます。

- イ 放課後児童クラブや心身障害者放課後児童クラブにおける読書環境の充実
子どもたちが放課後の時間を過ごす児童クラブには、本を身近に置くように努めます。



*16 放課後児童クラブ

保護者が働いているなどの理由で昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場として提供。平成25年現在、市内には17クラブ設置。

*17 心身障害者放課後児童クラブ

心身障害児の健全育成及び保護者の養育負担の軽減を図り、児童・生徒の福祉の向上と余暇活動の充実を図ることを目的に開設された。焼津市では、平成25年度現在、2クラブ開設。

ウ 子育て支援拠点*18における読書活動の充実
児童図書を備え、子どもの自発的な読書や読み聞かせが行われるよう努めます。

3 保育園・幼稚園・通園施設における読書活動の推進

【役割】

- ・絵本の素晴らしさを伝え、園児の豊かな心を育むこと。
- ・日常保育のなかで、より絵本に親しめるよう働きかけをすること。
- ・よい絵本を豊富に揃え、園の読書環境を整えること。
- ・読書を通じて、親子のふれあいが深まるようにすること。

<現状・課題>

ア 図書コーナーは、ほぼ全園に設置されていますが、園によっては、明るさ・収納・静かさなど環境の配慮が必要です。

イ 半数以上の園では、絵本の貸出を行っていますが、保護者に読んでもらえる子ばかりではなく、自分で読んだり、なかには読まないで返却する子もいます。

ウ 読み聞かせはほぼ毎日行われているため、園にいる時は、本に触れる機会がありますが、家庭での取り入れ方は様々で、家庭への働きかけの必要があります。

エ 各園では、発表会・ペープサート*19・パネルシアター*20・ストーリーテリング*21など、保育に本を取り入れた活動を工夫しています。また、読み聞かせは、担任教諭・保育士だけでなく、ボランティアによっても行われています。



*18 子育て支援拠点

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に、乳幼児とその保護者の交流の場の提供、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っている施設。

*19 ペープサート

紙人形劇のこと。人物の絵などを描いた紙に棒を付けたものを動かして演じる。

*20 パネルシアター

パネル布を貼った舞台に絵などを貼ったり外したりして展開するおはなしや歌あそび。

*21 ストーリーテリング

本を読んで聞かせる読み聞かせとは異なり、語り手(ストーリーテラー)が物語を覚えて、語り聞かせること。

オ 蔵書については、計画的な購入や適正な修理・廃棄を実施していますが、全般的に蔵書数が十分であるとはいえない状況です。

カ 日本語を母国語としない園児が親しめる絵本を整備するとともに、読書活動の大切さを保護者に理解してもらう必要があります。

キ 市立図書館から市内の就学前の乳幼児保育施設へ、図書館団体利用案内（招待状）が送付されていますが、利用する団体はごく一部にとどまっているのが現状です。読書活動をより充実させるためには、図書館との連携が更に必要です。

＜施策の方向＞

ア 図書コーナーの充実

園児がゆったりしたコーナーで、絵本に触れる時間がもてるよう、明るさにも配慮しながら、読書環境づくりに努めるとともに、絵本の傷みや内容を点検し、質の高い絵本を多く備えるようにします。

イ 絵本に親しむ機会の工夫

日常保育のなかで、担任による絵本に親しむ活動や市立図書館への訪問などを積極的に行うとともに、中学・高校生や保護者などのボランティアによる読み聞かせなどを取り入れ、園児が絵本に親しむ機会を工夫します。

ウ 職員研修の充実と保護者への周知

読書活動推進に関する職員研修の充実を図り、研修会では乳幼児期の読書活動の重要性や適切な指導法について、検討します。さらに、PTAや保護者会、家庭教育学級などの機会を捉えて、読み聞かせの意義や親子読書や家庭における読書の重要性について、保護者に周知するよう努めます。

エ 日本語を母国語としない園児の読書活動の支援

日本語を母国語としない園児も楽しめる読書活動の支援に努めます。

4 小・中学校における読書活動の推進

【役割】

- ・児童生徒の読書習慣を養い、豊かな心を育むこと。
- ・児童生徒が主体的・意欲的に読書活動を行うことができるようにすること。
- ・学校図書館の施設、設備や指導体制等の読書環境を整えること。
- ・学習情報センターとして、児童生徒の自主的な図書館活用能力を高めること。

(1) 学校の人的体制づくり

〈現状・課題〉

教職員・学校司書・学校図書館ボランティアが協力し合い、より利用しやすい学校図書館を目指し、活動をしています。

《教職員》

ア 学校の組織の中に学校図書館部会等を位置づけ、全校体制で組織的に読書活動の推進に取り組んでいます。しかし、十分な活動が成されていない学校もあります。

イ 司書教諭*22 の配置が平成15年度から12学級以上の学校に義務付けられました。焼津市では市内22校のうち、小学校13校、中学校7校が司書教諭を配置しています。しかし、司書教諭が配置されていても司書教諭として活動する時間が得られない学校もあります。また、授業数が軽減されていても、その程度は様々です。

《学校司書》

ウ 平成21年度から市内の全小学校図書館に、平成22年度から市内の全中学校図書館に、司書または司書教諭の資格を有する学校司書*23 を配置しました。学校図書館の環境を整え、学習及び情報センターとしての機能の充実を図るために活動しています。



*22 司書教諭

学校図書館法で、学校図書館の専門的職務を担う教職員として、「司書教諭」を学校に置くこととしています。(学級数が合計12学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければなりません。) 司書教諭は、教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っています。

*23 学校司書

学校図書館に勤務する非常勤の学校図書館担当職員のこと。焼津市の全ての学校司書は、司書または司書教諭の資格を有しています。

エ 各学校に配置された学校司書の勤務時間は、原則1日4時間（原則年間170日）とされています。また、学校司書が勤務している時間は教職員も授業を抱えているため、学校司書と教職員との打ち合わせが十分に行えないとの声もあります。

《学校図書館ボランティア》

オ 小・中学校の中には、地域住民による本の修理や読み聞かせなどを実施する学校図書館ボランティア*24が活動している学校もあります。

〈施策の方向〉

ア 年間活動計画の作成

各学校で読書活動や図書館活用に関する全校的な年間活動計画を作成し、学校図書館の計画的な活用に努めます。

イ 研修による教職員の啓発と学校内の協力体制の確立

司書教諭及び学校図書館担当教職員の研修等を通じ、読書活動の重要性や学校図書館の役割について理解を図ります。

校内では校長の理解・指導のもと、司書教諭が中心となり、校内研修で教職員全体の共通理解を図り、協力体制の確立に努めます。

また、学校図書館の運営を学校経営の中に明確に位置づけ、組織的に読書活動を推進します。

ウ 司書教諭の図書館業務担当時間の確保

教育委員会及び学校は、司書教諭が十分に責務を果たせるよう、読書指導の重要性や学校図書館業務についての共通理解を図り、司書教諭が職務に専念できる時間の確保に努めます。

エ 学校司書の専門性の向上

教育委員会は、すべての学校に学校司書を引き続き配置するとともに、学校図書館の効果的な活用・運用のために、研修を実施します。また、学校司書は専門的知識を活かし、小中学校の授業や読書指導の支援、学校図書館同士、市立図書館との連携などを一層推進します。



*24 学校図書館ボランティア

学校図書館等で、図書整備、環境整備、読み聞かせなどの奉仕を行う。

(2) 学校図書館の整備・資料の充実

〈現状・課題〉

- ア 市内の小中学校で図書標準*25を達成している学校の割合は、平成24年度現在、小学校69%、中学校56%です。平成21年の中間調査の結果（小学校77%、中学校56%）より、小学校の割合が下がりましたが、学校司書の配置により古い書籍の廃棄が進んだ結果ともいえ、蔵書の質は向上しつつあります。一方で図書標準に達しているものの古い蔵書がみられる学校もあります。
- イ 各学校、学級の授業で同時期に、同じテーマの図書が必要となることが多いため、学校図書館では必要数の図書を確保することができない場合があります。また、市立図書館でも同図書に集中するため、対応できないこともあります。
- ウ 学校図書館にパソコンを設置し、図書館システムの導入を進めています。図書館資料をデータベース化し管理することにより、学校図書館がより活用しやすくなります。市内小中学校の導入率は、小学校・中学校ともに100%を達成しています。
- エ 学校司書の配置により、館内の棚やカウンターの位置などが見直され、利用しやすくなった学校図書館が増えています。
- オ 障害のある子どもや、日本語を母国語としない子どもが利用しやすい学校図書館を目指し、ニーズに応じた資料や施設などを整備していく必要があります。

〈施策の方向〉

ア 計画的な図書資料等の整備・充実

傷んだ本や古くなった本の廃棄を進めるとともに、良質で新しい図書を整備し、図書標準の全校達成を目指します。

学習指導要領が新しくなり、授業で必要となる本の更なる充実が必要です。授業内容を見据えた計画的な図書購入に努めます。

また、学校図書館の図書資料の充実のために、図書費の増額に努めます。



*25 図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年に定めたもの。

イ 魅力ある図書資料の充実

発達段階や地域の特性を踏まえた図書を選定し、子どもの様々な興味や関心に応えるよう、新鮮で魅力ある図書資料の充実を図ります。

また、障害のある子どもや日本語を母国語としない子どものニーズに応じた、外国語図書などの利用しやすい図書資料を備えるよう努めます。

ウ 施設や設備の整備・充実

子どもたちが十分な読書活動や調べ学習ができるよう、読書スペース及び学習スペースの環境整備に努めます。棚の高さや安全面に配慮し、より親しみやすく使いやすい学校図書館となるよう、整備を進めます。

エ 学校図書館のネットワーク化

資料の有効活用のため、校内ネットワークや学校図書館間のネットワーク化について研究を進め、相互貸借の実現に努めます。

(3) 読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

〈現状・課題〉

ア 市内小中学校の全校一斉読書を実施している学校の割合は、小・中学校ともに100%を維持しています。始業時間前を利用した朝読書*26では、読書習慣が身に付くとともに授業への集中力が高まります。

また、ボランティアによる読み聞かせ活動が継続的に行われ、図書委員会等の児童・生徒主体の活動も活発に行われています。

しかし、学習指導要領の改訂に伴う授業時間の増加により、一斉読書の時間確保が難しくなりつつあり、読書時間の確保が必要となっています。

イ 各学校で「子ども読書の日」や「読書週間」にちなんだ読書推進活動を実施したり、学校独自に「読書郵便」、「お話バイキング」など工夫を凝らした活動をしている学校がありますが、一層の充実を図るため、学校図書館担当者の十分な情報交換が望まれます。



*26 朝読書

小学校・中学校・高等学校において、読書を習慣づける目的で、毎朝ホームルームや授業が始まる前の10分間、先生と生徒がそれぞれに自分の好きな本を黙って読むという運動です。

ウ 新年度が始まると、学校司書が児童・生徒に学校図書館の利用方法を説明するオリエンテーションを開催している学校もありますが、全児童・生徒を対象としていない学校もあります。

エ 司書教諭を中心とした教職員と学校司書の連携のもと、図書資料を活用した学習が進められています。しかし、教職員と学校司書の打ち合わせを行う時間などが十分ではありません。

オ 障害のある子どもは、学習の資料として本を使用したり、休み時間に興味のある本を手にとったり、家に持ち帰って家族に読んでもらったり、様々な形で本とかがわっています。子どもの発達段階や障害の状況等に応じて、内容の選択、方法や時間の設定を工夫し、読書活動に取り組んでいます。

〈施策の方向〉

ア 朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動の推進

全校で一斉に行われる読書活動が、市内のすべての小・中学校で行われています。一斉読書の活動が今後も継続して行われるのはもちろんのこと、読書の時間や内容が更に充実するよう努めます。

子どもたちの自主的な読書活動につながるよう、各学校で読書活動にかかわる行事などを開催するよう努めます。

イ 推薦図書を選定

読書への関心を高めるため、発達段階や地域の特性等を踏まえた質の高い推薦図書や必読図書*27を選定し、リストを作成します。また、学校図書館だよりで、教職員や学校司書、図書委員会の「おすすめの本」等を紹介します。

ウ 学校図書館を活用した学習の推進

司書教諭や学校司書が学校図書館の利用法について説明するオリエンテーションを、すべての児童・生徒を対象に行うよう努めます。

子どもが、自ら学び問題解決できる力を育てるために、学校図書館を計画的に活用した学習を推進します。



*27 必読図書

ぜひ読んで欲しい図書を、厳選して指定したもの。一般的には全国学校図書館協会の必読図書が知られている。

エ 障害のある子どもへの働きかけ

障害のある子どもには、発達段階や障害の状態に応じた教育活動を展開するなかで、計画的に読書活動が体験できるように働きかけます。

オ 先進的な事例の紹介

学校は、県内外における先進的な読書活動事例を参考にするよう努めます。また、効果的な活動については、市内の学校と情報交換を図ります。

(4) 家庭・地域との連携

〈現状・課題〉

ア 市内の小・中学校では、保護者や地域住民による学校図書館ボランティアの果たす役割は極めて重要で、学校図書館の整備や蔵書の整理・修理、読み聞かせ等、学校司書や司書教諭の果たす役割を補っています。

しかし、ボランティアが活動していない学校もあります。

イ 家庭でも、親が子どもに読み聞かせをしたり、子どもと一緒に読書したりする環境をつくるなど、親子読書を勧める学校も増えてきています。

また、学校図書館だよりを各家庭に配布することで、学校図書館の利用を促す等の工夫をしている学校もあります。

〈施策の方向〉

ア 学校図書館ボランティアの養成

学校司書や司書教諭の役割を補う保護者や地域住民によるボランティアを養成し、学校図書館の活性化を図ります。

イ 市立図書館との連携

学校図書館ボランティアの養成や研修については、市立図書館からの講師派遣や市立図書館主催講座などを積極的に活用します。

ウ 家庭における読書活動の推進

子どもが自発的に読書をする習慣を身に付けられるよう、親子読書の時間をつくることや、市立図書館や公民館図書室を利用することを呼びかけていきます。

また、保護者に子どもの読書の重要性を啓発するとともに、PTA活動においても、読書を推進する活動を取り入れるよう働きかけます。

5 高等学校における読書活動の推進

【役割】

- ・生徒が主体的・意欲的に読書活動を行えるようにすること。
- ・生徒が図書館活用能力を身に付けること。
- ・生徒が自分の将来について考える居場所づくりを含めた読書環境を整えること。

(1) 読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

〈現状・課題〉

ア 焼津市内には高等学校が4校あり、市内外から2,246人（平成25年4月1日現在）の生徒が通学しています。小・中学校に比べて、1日の生活時間の中で家庭学習や部活動等の占める割合が高くなる高校生にとって、読書の時間をつくりだすことが難しい状況にあります。

また、近年スマートフォンなどの携帯情報機器に費やしている時間も増大しています。

イ 各高校の図書館には約1万7千冊から3万5千冊の蔵書があり、読書活動の呼びかけが行われています。学校によっては、朝読書や総合的な学習の時間での読書活動が日課に組み込まれていたり、生徒による図書委員会の設置や、読書会などの行事も実施されています。

ウ 図書館を活用した学習活動の充実は、新学習指導要領の実施を契機として、言語活動の充実や情報処理能力の向上のために、高等学校でも必要とされています。

エ 高校生の市立図書館の利用状況は、学習室の使用がほとんどです。来館した高校生に読書活動に取り組むように呼びかけることが望まれます。

オ 義務教育後のこの年代は行動範囲が広がるとともに、知識も豊富になり、読書についても個人差が出てきます。図書館は多感な時期により良く生きるための糧となる本との出会いの場となることが求められます。

〈施策の方向〉

ア 学校図書館を活用した学習の推進

図書館の利用方法や資料検索方法などを身に付けさせ、生徒の主体的・意欲的な学習活動の充実や情報活用能力等の育成に努めます。

また、学校図書館等を計画的に活用した学習を推進します。

イ 高校生が読書に親しむ機会の充実

小・中学校で養ってきた読書習慣を、高等学校においてより一層確かなものにしていけるよう、高校生の関心を読書に向けさせるための取組や読書環境の整備に努めます。

ウ より良い図書資料の収集

生徒のニーズを把握し、より良く生きるための糧となる図書資料の収集に努めます。

エ 先進的な事例の紹介

学校は県内外における先進的な読書活動事例を参考にするよう努めます。

また、効果的な活動については、市内の学校と情報交換に努めます。

（２）地域との連携

〈現状・課題〉

ア 他校の図書委員の読書普及活動に興味を持ち、連携や情報交換を実施したいと考えている学校があります。

〈施策の方向〉

ア 生徒による読書普及活動

生徒による読書普及活動を活発にするため、各学校と市立図書館をはじめ、学校相互の情報交流を行い連携を深めます。

イ 生徒による読書情報の発信

高校生による絵本の読み聞かせなど、様々な読書ボランティア活動を通じて、同世代に向けて多様な読書情報を発信していきます。

6 連携による読書活動の推進

(1) 公立図書館間の連携

〈現状・課題〉

ア 県立中央図書館をはじめ県内外の図書館間では、ネットワークによって図書資料の検索・相互貸借・レファレンス（調査・相談）*28・情報交換が行われています。調べ学習等子どもの読書活動の更なる充実のためには、より一層ネットワークの活用が望まれます。

〈施策の方向〉

ア ネットワークによる広報

学校図書館や市立図書館で補えない資料や情報も、県内外の図書館や施設から入手できることを更に広報していきます。

イ 子どものレファレンス事例のデータベース化の活用

県立中央図書館や県内市町立図書館で協力して作成する子どものレファレンス事例を、市立図書館のレファレンスサービスや学校における調べ学習時間等により活用されるよう広報します。

(2) 小・中・高等学校の学校図書館間の連携

〈現状・課題〉

学校図書費の不足により、蔵書の充実が図れない学校があります。学校図書費の有効活用のために、学校間での相互貸借等が望まれます。

〈施策の方向〉

ア 学校図書館間の相互貸借の推進

学校図書費の有効活用のため、各校の所蔵資料状況及び購入計画等の情報交換の場を設けるなど、相互貸借に向けたより具体的な取組に努めます。



*28 レファレンス

図書館利用者サービスの一つで、調べものや、図書資料を検索し探すことを助けます。

(3) 学校図書館と市立図書館の連携

〈現状・課題〉

ア 市立図書館から学校図書館への団体貸出、調べ学習による市立図書館の利用については、市立図書館作成の「利用案内」による事前申込で対応しています。資料の貸出しは各校の希望が重複することが多いため、市立図書館の図書資料の一層の充実や、各校の年間利用計画の見直しを含めた使用時期の調整を図る必要があります。

〈施策の方向〉

ア 市立図書館の図書資料及びレファレンス機能の活用

図書館資料の充実に努め、司書によるレファレンス機能を積極的に活用します。

また、団体貸出の一層の活用のために、各校の年間利用計画の作成や「利用案内」の周知に努めます。

イ 定期的な連絡会等の実施

市内小・中学校の教職員と学校司書が集う学校教育課主催の「図書館教育連絡協議会」には、市立図書館職員も参加し、連携を更に深めていきます。協議会での要望や情報をもとに、両者の連携が一層図られるよう努めます。

ウ 図書館教育連絡協議会と市立図書館が連携し、子どもの読書活動を推進していく上で必要な研修会が行われるよう努めます。

エ 県立中央図書館及び県教育委員会の指導主事の専門的な助言

合同研修会等に、県立中央図書館職員や県教育委員会の指導主事の派遣を依頼する等、専門的な助言によって更に充実した活動の推進を図ります。

オ 学校図書館・市立図書館が連携した取組の展開

読書推進を目的とした図書館講座や学校行事において、図書館と学校とが連携して取り組むよう努めます。また、「子ども読書の日」や「読書週間」における取組には、相互の更なる連携を促します。

カ 高等学校図書館と市立図書館との連携

高等学校図書館では、特色ある図書館資料を所蔵しているため、市立図書館との間で相互利用ができるよう新たな方策を検討します。

(4) その他関係図書館等との連携

〈現状・課題〉

国際子ども図書館や県立中央図書館の「子ども図書研究室」*29等、子どもの読書活動を支援する場ができています。今後、調べ学習等にも大いに利用していくことが望まれます。

〈施策の方向〉

ア 国際子ども図書館の活用の促進

国際子ども図書館ではレファレンスサービス、複写サービス、図書館間貸出、学校図書館セット貸出*30など様々なサービスが実施されています。読書活動の充実とともに、教職員や司書の研修・研究への活用を促進します。

イ 子ども図書研究室の活用の促進

県立中央図書館に開設されている「子ども図書研究室」には、国内外の児童書や研究書が用意され、子どもの読書活動にかかわる公立図書館・学校図書館職員や、読み聞かせボランティアの支援をしています。大いなる活用を促します。

ウ 公立図書館・学校図書館と県内の大学・教育機関等の連携

県内の公立図書館や大学図書館の相互貸借や県総合教育センター、市内の企業資料館や施設との連携を通して、レファレンスや資料提供、調べ学習等への活用を推進します。



*29 子ども図書研究室

平成16年6月に開設。県内の子どもの読書活動推進のため、研究用、保存用として多くの児童図書等を収集しており、子どもの読書に関する情報発信や情報交換の拠点である。

*30 学校図書館セット貸出

国際子ども図書館で、学校図書館での展示や読み聞かせ、国際理解に関する学習教材として、世界各国・地域の歴史や文化、生活などを紹介する児童書約50冊をセットにして、学校図書館に貸し出すサービス。

7 読書活動の啓発と広報等の推進

(1) 情報の収集・提供の充実

〈現状・課題〉

近年、子どもの読書活動は活発になり、保育園・幼稚園・小中高等学校でも、様々な情報を得て工夫した取組が行われています。

〈施策の方向〉

ア ホームページの活用及び市の広報等による情報提供

市立図書館が中心となって子どもの読書活動に関する情報を収集し、関係者に提供するとともに、市の広報やホームページ等を通し市民にも提供します。

イ 保育園・幼稚園・小中高等学校・市立図書館等を通じたの情報提供

保育園・幼稚園・小中高等学校・市立図書館等を通じて、保護者や地域住民へ、子どもの読書活動に関する情報を提供します。

ウ ブックリスト*31の作成

保育園・幼稚園・小中高等学校・市立図書館は、子どもの成長段階や状況に応じたブックリストを作成し配布します。

(2) 「子ども読書の日」及び「読書週間」等における啓発・広報の推進

〈現状・課題〉

ア 小中高等学校・市立図書館では、「子ども読書の日」や「読書週間」に合わせて様々な取組が行われています。一部の学校では、読み聞かせボランティアを招き、読み聞かせ等を行っています。市立図書館では子どもの関心が高まるよう、お薦め本の展示、読み聞かせや読書関連講座の開催、図書館だより等で啓発と広報を行っています。

〈施策の方向〉

ア 「子ども読書の日」及び「読書週間」を通じたの啓発・広報

小中高等学校・市立図書館では、様々な関連行事に子どもだけでなく大人も参加してもらえるよう啓発・広報に努めます。



*31 ブックリスト

ある基準で選択され、本をすすめたり、紹介するために作られた目録。

イ 市の広報誌等による啓発・広報

「広報やいづ」、「図書館だより」、ホームページ、各学校のおたより等により、保護者を含む地域住民への啓発・広報に努めます。

第3章 推進・支援体制の整備等

1 市における推進・支援体制の整備

〈現状・課題〉

ア 焼津市では「第五次焼津市総合計画」や「静岡県子ども読書活動推進計画（第二次計画）」を念頭に、地域での「読み聞かせ会」などによる子どもと読書を結び付ける活動を進めています。また、各学校においても朝読書や教職員・ボランティアによる読み聞かせ、読書にかかわる行事等により、子どもの読書習慣を身に付け、読書能力を高めることに努めています。

イ 市立図書館は、地域や学校で活動するボランティアの養成支援のために、「読み聞かせ実践講座」や「本の装備講座」、「本の修理講座」、「出前講座」等を開講しています。

ウ 地域や学校において、子どもの読書活動が幅広く豊かに進められていくためには、相互の理解・協力が必要です。司書教諭・学校司書・ボランティア・図書館司書の活動が統一して進められていくよう、連携を深める必要があります。

〈施策の方向〉

ア 地域・学校との連携

地域での活動や学校での活動・方針が、相互の理解や協力の下に進められるよう、司書教諭・学校司書・ボランティア・図書館司書の交流・研修の機会を設けるなど、ネットワークづくりに努めます。

2 書店との連携

〈現状・課題〉

ア 多彩な出版物の中、良心的な児童書が子どもたちやその保護者の目に触れるためには、学校や図書館だけでなく、市内の書店にも選ばれた児童書が多く揃えられることが望まれます。

イ 図書館を利用しないが、書店には足を運ぶという中学・高校生がいます。世代に合った魅力的な本の中にも、子どもの生きる力や豊かな心を育む本が数多く置かれることが求められます。

〈施策の方向〉

ア 書店との協働

子どもたちが、どこに行っても子どもの心の糧になる本に多く出会えるよう、書店の理解と協力の下、読書活動の推進を呼びかけます。

イ 児童書や中学・高校生向きの読書情報の提供

時代のニーズ、テーマに合わせた児童書や中学・高校生向きの読書情報を図書館や学校と共有したり、書店独自の子ども読書活動推進事業を企画・実施するよう協力を呼びかけます。

3 報道機関との連携

〈現状・課題〉

新聞の地方欄には、時に応じて学校や図書館での子どもの読書活動の様子や市内の取組などが紹介されています。

〈施策の方向〉

ア 報道機関への情報提供

市役所内にある記者クラブへは、地域や図書館、学校における子どもの読書にかかわるイベント・情報をその都度伝え、市内の取組が今まで以上に報道されるよう働きかけます。

4 施策の実施に向けて

本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な予算措置その他の措置を講ずるよう努めます。

焼津市子ども読書活動推進計画（第二次） 努力目標一覧

担当課	新	目標項目	当初 (旧焼津) 平成18年度	現状 平成24年度	目標 平成35年度
図書館	1	児童・生徒の1ヶ月の目標読書冊数 小学校(13校) 中学校(9校) 高校(4校)	— — —	5.5冊 2.9冊 1.9冊	8冊 4冊 3冊
	2	12歳以下の子ども1人あたりの 市立図書館の児童図書蔵書数	3.8冊	6.6冊	8冊
	3	12歳以下の子ども1人あたりの 市立図書館の児童図書の年間貸出冊数	3.5冊	5.7冊	20冊
	4 ★	12歳以下の子どもの 市立図書館実利用者数と利用割合 (0～12歳の人口)	—	3,605人 21.3% (16,926人)	50%
	5 ★	ブックスタート事業対象者における参加者数と参加割合 (6～7か月児相談対象者数)	—	1,188人 95.3% (1,248人)	100%
	6	市立図書館と公民館図書室とのネットワーク化	3館	4館	8館 ※1
	7	市立図書館の読み聞かせ会や朗読会などへの参加者数	1,690人	2,161人	2,500人
	8 ★	ヤングアダルト世代(13～18歳)の 市立図書館実利用者数と利用割合 (13～18歳の人口)	—	984人 11.6% (8,484人)	30%
	9 ★	ヤングアダルト世代(13～18歳)1人あたりの 市立図書館の貸出冊数	—	1.7冊	3冊
	10 ★	市立図書館の日本語を母国語としない子どもに配慮した図書の 所蔵数	—	306冊	360冊
	11 ★	市立図書館の公民館や子育て支援拠点に出向いての、読み 聞かせ等に関する保護者向けの研修回数	—	1回	10回
	12 ★	市立図書館の保育園・幼稚園に出向いての 保護者向けの読み聞かせや利用案内に関する研修回数 及び園児への読み聞かせ等の実施回数	—	1回	12回
	13 ★	ボランティアによる保育園・幼稚園での読み聞かせの実施園数	—	未調査	33園
	14 ★	市立図書館の保育園・幼稚園による図書館見学 (読み聞かせ会を含む)の参加者数	—	746人	1,000人
	15 ★	市立図書館の市内児童・生徒の図書館見学や 職場体験の受入数	—	162人	300人
	16 ★	「こどもの読書週間」に市立図書館で取り組んだ 行事への参加人数	—	未実施	300人
	17 ★	「秋の読書週間」に、図書館で開催した 行事への参加者数(大人も含む)	—	11人	900人
	18 ★	市立図書館の「子ども向け講座」の参加人数	—	106人	200人
19	読み聞かせ会を実施している公民館	5施設	3施設	8館 ※1	
教育 総務	20	学校図書標準を達成率している学校 小学校(13校) 中学校(9校)	7校 70% 8校 63%	9校 69% 5校 56% ※2	13校 100% 9校 100%

学校教育	21 ★	学校司書の配置率 小学校(13校) 中学校(9校)	— —	13校 100% 9校 100%	13校 100% 9校 100%
	22 ★	司書教諭が読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援を行う時間を位置付け、実施している学校数と割合 小学校(13校) 中学校(9校)	— —	4校 31% 5校 56%	13校 100% 7校 ※3 100%
	23 ★	小・中学校の読み聞かせやブックトークの実施校数と割合 小学校(13校) 中学校(9校)	— —	13校 100% 7校 78%	13校 100% 9校 100%
	24 ★	「こどもの読書週間」に読書啓発に取り組んだ小・中学校数と割合 小学校(13校) 中学校(9校)	— —	8校 62% 1校 11%	13校 100% 9校 100%
	25 ★	小・中学校における日本語を母国語としない子どもに配慮した図書を配置した学校数と割合 小学校(13校) 中学校(9校)	— —	3校 23% 1校 11%	13校 100% 9校 100%
	26	全校一斉読書を実施している学校数と割合 小学校(13校) 中学校(9校)	10校 100% 8校 100%	13校 100% 9校 100%	13校 100% 9校 100%
学校図書館	27 ★	「秋の読書週間」に、読書活動に取り組んだ小中高等学校数と割合 小学校(13校) 中学校(9校) 高校(4校)	—	13校 100% 2校 22%	13校 100% 9校 100% 4校 100%
健康増進	28	(1.6歳・3歳児健診時) ・家庭で読み聞かせを始めた時期が「0～6か月」の子の割合	50%	71%	100%
	29	(1.6歳・3歳児健診時) ・乳幼児期に週3回以上読み聞かせている人の割合	70%	61%	100%

※1 市内の公民館図書室の数

※2 図書整理に伴い、古い本を大量に廃棄をした学校があったため、目標を大きく下回りました。

※3 司書教諭が配置されている中学校数

★ 第二次計画より設定

【実施事業の一覧】

読み聞かせや読書の大切さを知るための事業や、子どもと本のため講座・読み聞かせ会等の事業をそれぞれ行っています。

(担当：焼津図書館)

事業名	内容	対象	場所
ブックスタート	絵本を介したふれあいについての講話後に、絵本を1冊手渡す	6～7か月児と保護者	保健センター
おはなし会	読み聞かせ、紙芝居、手遊び等	3歳位～	焼津図書館
あかちゃんおはなし会	あかちゃん絵本の読み聞かせ、手遊び、わらべうた	0～2歳と保護者	焼津図書館
朗読会	昔話や文学作品の朗読	小学生～	焼津図書館
むかしばなしのへや	ストーリーテリングで昔話を語る	6歳位～	焼津図書館
クリスマスおはなし会	クリスマスにまつわる読み聞かせや朗読等	3歳位～	焼津図書館
こわ～いおはなし会	小泉八雲の作品を中心に紙芝居や読み聞かせ、朗読等	幼児～	焼津図書館
こどものつどい	人形劇、ペープサート、影絵等を上演	幼児～	焼津図書館
こども映画会	絵本をもとにした映画等を上映	幼児～	焼津図書館
絵本原画展・講演会	絵本の原画展示と絵本作家講演会	幼児～	焼津図書館
わらべ歌とはじめての絵本講座 (図書館講座)	親子で楽しめるわらべうたと赤ちゃん絵本の紹介	3～12か月児とその親、これから親になる人	焼津小泉八雲記念館
絵本で子育て講座 (図書館講座)	家庭での読み聞かせの大切さや子育てとの関わりを学ぶ	一般	焼津図書館
集団への読み聞かせ実践講座 (図書館講座)	集団への読み聞かせの理論と実践を学ぶ	一般	焼津図書館
科学絵本講座 (図書館講座)	簡単な工作をしながら、科学の世界を楽しむ	小学生と保護者	焼津図書館
こどもとしょかんだより	図書館の情報誌として毎月発行		

(担当：大井川図書館)

事業名	内容	対象	場所
ブックスタート	絵本を介したふれあいについての講話後に、絵本を1冊手渡す	6～7か月児と保護者	保健相談センター
おはなしのへや (乳幼児向け)	あかちゃん絵本の読み聞かせ、手遊び、わらべうた	0～2歳と保護者	大井川図書館
おはなしのへや (幼児・児童向け)	絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊び等	3歳位～	大井川図書館
おはなしのへや 夏のスペシャル版	大型絵本の読み聞かせ、紙芝居、エプロンシアター、手遊び等	幼児～	大井川図書館
おはなしのへや クリスマス会	大型絵本の読み聞かせ、ハンドベルの演奏、劇、エプロンシアター等	幼児～	大井川公民館
わらべ歌とはじめての絵本講座	親子で楽しめるわらべうたと赤ちゃん絵本の紹介	3～12か月児とその親、これから親になる人	大井川図書館
こども図書館員講座	カウンター業務等図書館の仕事を体験することで、図書館についての興味を深める	小学4年生～中学生	大井川図書館
こどもまつり	クイズや歌遊びなど、楽しいふれあいの場を提供	幼児～	大井川図書館

(担当：社会教育課)

事業名	内容	対象	場所
よいこおはなし会	読み聞かせ等	幼児・小学生	大富公民館
楽しいおはなし会	読み聞かせ等	幼児・小学生	東益津公民館
さくらんぼ	読み聞かせ等	幼児・小学生	豊田公民館

(担当：児童課)

事業名	内容	対象	場所
みんなであそぼう	リズム遊び、絵本の読み聞かせ、 ペープサート等	～3歳の子と 保護者	地域子育て 支援センター とまとびあ
ウェルカムタイム	手あそび、絵本の読み聞かせ、 紙芝居等	～3歳の子と 保護者	子育てサポ ートルーム
ふれあいタイム	手あそび、絵本の読み聞かせ等	未就学児と 保護者	親子ふれあい 広場
図書貸し出し	絵本や育児書、育児雑誌の貸し 出し	～3歳の子の 保護者	地域子育て 支援センター
絵本講座	絵本の選び方のお話や読み聞 かせ等	～3歳の子と 保護者	地域子育て 支援センター

(担当：健康増進課)

事業名	内容	対象	場所
パパママ教室	絵本の紹介	妊娠中の母 と夫（希望 者）	健康増進課
1歳6か月児健診時 絵本コーナー（約330冊）	待ち時間の利用	1歳6か月 児と保護者 （全員）	健康増進課
2歳児歯みがき教室時 絵本コーナー（約330冊）	待ち時間の利用	2歳児と保 護者 （約65%）	健康増進課
3歳児健診時絵本コーナ ー （約330冊）	待ち時間の利用	3歳児と保 護者（全員）	健康増進課

【連携事業の一覧】

事業名	内容	対象	連携
図書館見学受入	図書館の利用方法の説明や図書館内の見学	幼保育園児 小学生	幼・保育園 小学校 図書館
職場体験受入	図書館内の窓口業務や本の整理・修理等の体験	中高生	中学校 高等学校 図書館
団体貸出	市内施設への図書資料の貸し出し	市内施設	小・中・高等学校、公民館、市内施設、図書館
調べ学習活動	調べたい内容についての助言や、本の探し方及び本の紹介	小学生	小学校 図書館
出前講座	本の読み聞かせの講座と実技	市内施設	幼・保育園、小・中・高等学校、公民館、図書館
除籍資料の無償提供	図書館の除籍資料を市内施設へ無償提供	市内施設	幼・保育園、小・中・高等学校等
ブックリスト配布 ※	1歳6か月児健診対象者へリスト配布	1歳6か月児と保護者	健康増進課 図書館
	小学校4年生へブックリスト配布	小学4年生	小学校 図書館
図書資料購入 ※	図書館でも図書資料購入について、学校からの要望を取り入れて購入	小・中・高等学校図書担当教諭	小・中・高等学校、公民館、他市内施設、図書館
図書館からの招待状 ※ (仮称)	市内の新1年生へ図書館のパンフレットを配布(内容:ブックリスト、図書館利用、保護者への読み聞かせについて)	市内小学1年生	小学校 図書館

※印の事業は第二次子ども読書活動推進計画の策定後に実施予定の事業です。

参 考 资 料

「焼津市子ども読書活動推進計画」(第二次)の体系と取り組み

		＜ 取組内容 ＞	＜ 所管 ＞
焼津市子ども読書活動推進計画	第2章		
	1 家庭における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業での啓発 ・家庭教育学級での啓発 ・子育てグループでの啓発 ・親子読書の推奨 	健康増進課・図書館 社会教育課・図書館 社会教育課・図書館 小中学校・図書館
	2 地域における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の専門職員の養成と配置 ・図書館の図書資料等の整備・充実 ・図書館のヤングアダルトサービスの充実 ・障害のある子どもの読書活動支援 ・日本語を母国語としない子どもの読書活動の支援 ・調べ学習の支援 ・子ども向け行事の充実・推進 ・相互貸借による読書活動の推進 ・地域施設の整備 ・放課後児童クラブや心身障害者放課後児童クラブにおける読書活動の充実 ・子育て支援センター等子育て支援拠点における読書活動の充実 	図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 図書館 社会教育課 児童課・地域福祉課 児童課
	3 保育園・幼稚園・通園施設における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・図書コーナーの整備、蔵書の充実 ・絵本に親しむ機会の工夫 ・職員研修の充実と保護者への周知 ・日本語を母国語としない園児の読書活動の支援 	保育園・幼稚園・学校教育課 保育園・幼稚園・学校教育課 保育園・幼稚園・学校教育課 保育園・幼稚園・学校教育課
	4 小・中学校における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画の作成 ・研修による教職員への啓発と体制づくり ・司書教諭の図書館業務担当時間の確保 ・学校司書の専門性の向上 ・計画的な図書資料の整備・充実 ・施設、設備の整備・充実 ・学校図書館間のネットワーク化 ・朝読書・読み聞かせ等全校で取り組む読書活動の推進 ・推薦図書を選定 ・学校図書館を活用した学習の推進 ・障害のある子どもの読書活動の支援 ・先進的な事例の紹介 ・学校図書館ボランティアの養成 ・市立図書館と連携 ・家庭における読書活動の推進 	学校 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課・学校 学校教育課・学校 学校教育課・学校 学校 学校 学校 学校 学校教育課・学校 学校教育課・図書館 学校教育課・学校・図書館 学校・図書館
	5 高等学校における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館を活用した学習の推進 ・読書に親しむ機会の充実 	高等学校 高等学校
	6 連携による読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公立図書館間の連携 ・小・中・高等学校の学校図書館の連携 ・学校図書館と市立図書館の連携 ・その他図書館等との連携 	図書館 学校教育課・学校 学校教育課・学校・図書館 図書館
	7 啓発・広報等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの活用及び市の広報等による情報提供 ・保育園・幼稚園・小中高等学校・市立図書館等を通じた情報提供 ・ブックリストの作成 ・「子ども読書の日」及び「読書週間」を通じた啓発・広報の推進 ・「広報やいづ」、「図書館だより」、ホームページ、各学校のおたより等による啓発 	図書館 学校・図書館 図書館 学校教育課・図書館 広報公聴課・学校・図書館
	第3章 推進・支援体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・学校との連携 ・書店との連携 ・報道機関との連携 	学校教育課・図書館 書店・図書館 広報公聴課・図書館

「焼津市子ども読書活動推進計画」(第二次)体系図

年齢層	胎児期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	
	乳幼児期	1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		6歳		7歳		8歳		9歳		10歳	
場所	胎児期	身の回りの音や声を注意深く聞いているこの時期は、愛情のこもった言葉での絵本の読み聞かせが赤ちゃんの言葉や心を豊かに育てることにあります。繰り返しの言葉や、リズムがある響きのよい言葉の絵本を心をこめて読んであげることが大切です。																			
	乳幼児期	絵本の読み聞かせから次第に自分で読むことに興味を持ち始めます。絵本など好奇心や興味に合わせて本を選択することが大切です。																			
家庭での取組	胎児期	読心・書く・聞く・話すというコミュニケーション能力が高まってくる時期です。探検記、推理小説、冒険小説、SFなど読む本の種類が急激に多様化してきます。子どもへの興味に関する事典、地図や視聴覚教材などを活用することも大切です。																			
	乳幼児期	絵本の読み聞かせから次第に自分で読むことに興味を持ち始めます。絵本など好奇心や興味に合わせて本を選択することが大切です。																			
図書館での取組	胎児期	赤ちゃんコーナーの設置 絵本リストの作成・配布																			
	乳幼児期	ブックスタート おはなし会や図書館講座・出前講座の実施 図書館見学の受け入れ・調べ学習の受け入れ 発達段階にあわせた資料の充実・利用目的に合わせた資料の充実 障害のある子どもたちに配慮した資料の充実・児童コーナーの充実・外国語児童書の充実・図書館ホームページ等での情報提供																			
地域(公民館など)での取組	胎児期	健康時などでの啓発 子育てグループでの啓発																			
	乳幼児期	おはなし会の実施 発達段階にあわせた資料の充実・利用目的に合わせた資料の充実																			
学校等での取組	胎児期	保育士、教諭、ボランティアによる読み聞かせ 発達段階にあわせたおすすすめ本リストの配布																			
	乳幼児期	保育園・幼稚園での取組 「読書週間」等の事業の実施・読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトークなどの実施 一斉読書・学校図書館を利用した授業の取り組み・市立図書館の活用																			

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑

に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

焼津市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、焼津市の子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、焼津市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、推進計画の策定について検討、処理する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、12名以内とし、次に掲げる者及び団体の構成員のうちから教育委員会が委嘱または任命する。

(ア) 市民公募

(イ) 図書館協議会

(ウ) 社会教育関係者

(エ) 学校教育関係者

(オ) 幼稚園関係者

(カ) 保育園関係者

(キ) 読み聞かせボランティア団体

(ク) 行政関係者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、主催する。

3 委員長に事故があるときは副委員長が、委員長及び副委員長にともに事故があるときは委員長が指名する委員がその職務を行う。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(補助組織)

第6条 委員会に補助組織として、作業部会を置く。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、推進計画策定の終了までとする。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、教育委員会図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

但し、第6条及び8条（作業部会に関する部分に限る）の規程は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月10日から施行する。

「焼津市子ども読書活動推進計画」（第二次）策定委員会委員名簿

NO	区 分	所 属	氏 名	備 考
1	公募	一般市民	齊 藤 昌 平	
2	公募		加 藤 美千子	
3	図書館協議会	図書館協議会長	村 松 郁 也	◎
4	社会教育関係者	家庭教育ネットワーク	橋ヶ谷 浩 美	
5	学校教育関係者	和田中学校長	岡 本 勝 広	
6	幼稚園関係者	三和幼稚園長	金 原 順 一	
7	幼稚園関係者	さつき幼稚園長	吉 田 幸 子	
8	保育園関係者	焼津南保育園長	金 高 久 美	
9	学識経験者	てぶくろ代表 兼 学校司書	石 津 里 枝	○ 読み聞かせ団体
10	学識経験者	かざぐるま代表	西 岡 いつ子	読み聞かせ団体
11	行政	福祉部長	西 形 茂 樹	
12	行政	生涯学習部長	橋ヶ谷 昌 広	

◎は委員長、○は副委員長

※敬称略・順不同

「焼津市子ども読書活動推進計画」（第二次）作業部会部員名簿

No	区 分	担 当	氏 名	グループ
1	学校教育課	指導主事	福 田 陽 子	学校
2	小学校教諭	豊田小学校	杉 山 美 紀	学校
3	中学校教諭	豊田中学校	戸 塚 渚	学校
4	高等学校教諭	大井川高等学校	藤 田 和 枝	学校
5	公民館司書	東益津公民館	朝比奈 弘 子	地域
6	社会教育課	家庭教育担当	久保田 千 晶	地域
7	市立幼稚園教諭	大井川南幼稚園	河 野 悠 子	地域
8	児童課	次世代育成担当	池 谷 阿 子	地域
9	市立保育園保育士	石津保育園	小 松 あゆみ	地域
10	健康増進課	母子保健担当	奥 川 由加子	地域
11	焼津図書館	館長	若 杉 保 彦	地域
12	〃	係長	岩 田 千登勢	地域
13	〃	司書	山 梨 のぞみ	地域
14	大井川図書館	館長	石 川 壽 男	学校
15	〃	司書	守 屋 綾 子	学校

「焼津市子ども読書活動推進計画」（第二次）策定委員会・作業部会の経過状況

会議名	開催日	内 容
・図書館職員担当者会議	平成 25 年 1 月～ (17 回開催)	・推進計画（素案）、アンケート調査について
・現状調査及びアンケート調査	平成 25 年 6 月～7 月	・目標値の現状調査の実施 ・アンケート調査の実施（家庭教育学級、1 歳 6 か月児健診保護者）
・アンケート調査	平成 25 年 9 月	・アンケート調査の実施（市内小・中・高等学校及び特別支援学校焼津分校生徒、市内小・中学校図書担当教諭）
・事業調査及びアンケート調査	平成 25 年 10 月	・関係各課へ子どもの読書活動推進に係る事業について調査 ・アンケート調査の実施（3 歳児健診保護者）
第 1 回作業部会	平成 25 年 10 月 2 日	・計画素案の概要 ・作業部会のすすめ方 ・計画（素案）の内容確認・検討 ・連携して実施できる事業
・アンケート調査	平成 25 年 11 月	・アンケート調査の実施（市内高等学校図書担当教諭）
第 2 回作業部会	平成 25 年 11 月 7 日	・連携事業 ・目標値の確認 ・全体計画書の確認
第 1 回策定委員会	平成 26 年 1 月 8 日	・委嘱式 ・推進計画の経過報告 ・子ども読書活動推進計画の概要
・市民意見募集	平成 26 年 2 月	・市民意見募集（パブリックコメント）制度による意見募集
第 2 回策定委員会	平成 26 年 2 月 1 2 日	・計画（案）の検討・協議 ・パブリックコメントの意見中間報告
第 3 回策定委員会	平成 26 年 3 月 1 3 日	・パブリックコメントの結果報告 ・推進計画（最終案）について

焼津市子ども読書活動推進計画（第二次計画）
～いつでも 本となかよし やいづの子～

発行 平成26年3月

発行者 焼津市教育委員会

編集 焼津市立図書館

〒425-0071 焼津市三ヶ名1550番地

電話：054-628-2334

FAX：054-626-5361

E-mail：toshokan@city.yaizu.lg.jp

ホームページ：http://www.city.yaizu.lg.jp/toshokan/index.html